

『日本英語英文学』投稿規程

改定 2020 年度規程第 1 号 (2021 年 1 月 31 日)

- 1 本誌『日本英語英文学』は、日本英語英文学会の機関誌として年 1 回発行する。
- 2 本誌の英題は、*Studies in English Linguistics and Literature* とする。
- 3 投稿者は会員に限り、投稿時に当該年度の会費が納入済であることを条件とする。会員でない場合は、投稿と同時に入会の手続きを取らなくてはならない。共著の場合、全ての投稿者が会員であることを要す。
- 4 前項の規定にかかわらず、編集委員会の議決により、会員以外の者に原稿を依頼することができる。また、編集委員長の裁量により、外部からの特別寄稿を受け付けることもできる。
- 5 原稿のテーマは、[会則](#)第 5 条の趣旨に合うものとする。主に、英語圏の言語、日英の比較言語論、英語圏の文学や文化、英語教育及び異文化コミュニケーション論を扱うものとし、その関連分野について読者の興味に資する内容であれば扱えるものとする。
- 6 投稿の部門は、論文、研究ノート、書評、書評論文の 4 部門とし、日本語又は英語で書かれたものとする。原稿の査読が終わるまで、同一部門への重複投稿は認めない。
- 7 前項の規定にかかわらず、編集委員会の許可するところにより、評論、翻訳、実践報告、国際学会参加報告、学位論文要旨など、他の形式も認めることができる。但し、学術刊行物である点を考慮して、掲載するに足る内容であることを要す。
- 8 原稿は、未刊行のものに限り、投稿の時点で他に公刊される見込みのものであってならない。他誌との二重投稿は認めない。但し、既に口頭発表したもの・博士論文としたものであっても、相応の修正・発展を加えているものについては、その旨を冒頭注に明記している場合に限り、審査の対象になり得る。
- 9 投稿の締切は、8 月 31 日 (必着) とする。9 月下旬までに採否決定を行い、12 月下旬～翌年 1 月上旬に発行する。但し、必要に応じて編集委員長の判断で調整することができる。
- 10 原稿の執筆者は、「[執筆者負担金に関する規程](#)」に従い、執筆者負担金を支払う。
- 11 原稿は、MS Word で A4 判の用紙に以下の設定を用いて作成すること。天地左右に 2.5 cm (1 インチ) の余白を取り、12 ポイントの活字を使用する。和文は MS 明朝、欧文は Century のフォントを使い、1 ページ 25 行の横書きとする。
- 12 原稿の長さは、論文・書評論文は 32 ページ以内、研究ノート・書評は 16 ページ以内とする。なお、図表・注・参考文献もこのページ制限内に収めること。
- 13 原稿を提出する際には、指定様式による表紙を併せて提出する。本文冒頭には題目のみを記し、著者名などは記さない。相互に匿名による審査体制であることに留意し、自らの論文を引用する際にも、第三者表記を使用すること。表紙には投稿部門の別、原稿題目、氏名、所属、住所、電子メールアドレス、冒頭注などを記す。謝辞がある場合には、これも表紙に書くこととする。
- 14 ゴシック体やイタリック体など、書式について特に希望がある場合は、原稿に指定する。
- 15 細部の書式は、各分野 ([英語学](#)・[英語教育学](#)・[英米文学](#)) の書式細則に従うこと。その他の分野での投稿は、各書式細則を参照の上、当該分野の一般的な書式を使用する。なお、この規程及び諸規則に沿わない原稿は、編集委員会に於いて不採用とすることができる。
- 16 原稿の採否については、編集委員会が審査して決定する。採用が予定される原稿でも、不備の修

正を編集委員会から指示することができる。投稿原稿は採否の如何にかかわらず、返却しない。

- 17 校正は、原則として再校までとし、執筆者が行う。校正時に変更が認められるのは、植字上の或いは事実関係の明らかな誤りのみである。事実関係の誤りを訂正する場合には、編集委員会の承認を要す。内容に関する訂正加除は原則として認めない。
- 18 原稿は、内容が同一の MS Word 及び PDF の 2 ファイルを電子メールに添付し、編集委員長が指定するアドレス宛に送付する。件名は、「日本英語英文学第 XX 号投稿原稿(〇〇〇〇)」とする。括弧内の〇〇〇〇は、氏名とする。添付するファイルの名前は、原稿題目と同一とする。
- 19 掲載原稿の執筆者には、抜き刷り 30 部と本誌 10 部を配布する。
- 20 本誌掲載の各論文は、PDF 版が学会ウェブページに公開されることを原則とする。執筆者がウェブ公開を望まない場合、編集委員会に非公開とする旨を申し入れることができる。この申し出があった場合、編集委員会で理由を審査し、その可否を決定する。
- 21 掲載物の著作権は、学会に帰属する。著書や論文集への再録、機関リポジトリや電子アーカイブへの登録及び個人ウェブサイトへの転載については、細則で定める。
- 22 総会の議決により書籍として刊行されることとなった記念号については、都度発表される投稿要項によることとし、必ずしもこの規程によるとは限らない。
- 23 この規程の改正は、編集委員会の議決による。

附 則

- 1 この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行し、本誌第 31 号より適用する。
- 2 従前の「『日本英語英文学』投稿規程」(2010 年 4 月 15 日全部改正)、「投稿論文の書式」(2010 年 4 月 15 日制定) 及び「書くための指針として」(2010 年 3 月 20 日制定) は廃止する。 ■